

令和6年9月 時津町農業委員会総会

日時 令和6年9月25日（水曜日）10時～11時

場所 時津町役場第2庁舎3階会議室

1. 開 会

2. 議 事

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請（受付番号第1－38号）

日程第3 報告第1号 農地法第4条第1項の規定による届出（受付番号第1－32号）

報告第2号 農地法第4条第1項の規定による届出（受付番号第1－36号）

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出（受付番号第1－33号）

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出（受付番号第1－34号）

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による通知（受付番号第1－35号）

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による通知（受付番号第1－39号）

報告第7号 受理済証明願（受付番号第1－37号）

3. 出席委員

○農業委員（10名）

1 番 欠席

2 番 吉川 博美

3 番 坂本 敬治

4 番 小畠 栄一

5 番 高橋 達男

6 番 溝上 勝也

7 番 池田 稔

8 番 濱田 信

9 番 渡辺 洋一

10 番 水口 直樹

11 番 辻 文美

○農地利用最適化推進委員（3名）

1 番 岳田 稔人

2 番 溝上 直美

3 番 植田 秀之

4. 議事録署名人 11 番 辻 文美 2 番 吉川 博美

○議長 皆さんおはようございます。それでは総会に入ります。ただ今の出席委員は農業委員 10 名、推進委員 3 名であります。会議規則第 7 条の規定の定数に達しておりますので、これより令和 6 年 9 月農業委員会総会を開催いたします。日程第 1、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は、会議規則第 14 条の規定に基づき、11 番辻委員、2 番吉川委員を指名いたします。日程第 2、議案第 1 号を議題とします。事務局は説明をお願いします。

○事務局 議案第 1 号について説明いたします。1 ページをご覧ください。農地法第 5 条の規定による許可申請、所有権の移転を伴う農地の転用です。譲受人は日並郷〇〇の〇〇さん、譲渡人は日並郷〇〇の〇〇さん、農地は日並郷〇〇、地目は畑、地積は 1, 875 m²、市街化調整区域内の第 2 種農地です。譲受人は資材置き場として利用すべく申請を行うものです。権利の種類は所有権の移転で権利の期間は永久です。2 ページは許可申請書です。「3 転用計画」ですが、譲受人は自動車修理業を行っており、修理で預かる車両を保管するため、土地を造成し資材置き場として利用するものです。「4 権利の設定」としましては売買による所有権の移転です。3 ページは位置図です。下の写真の右下が日並中央線と子々川日並線の交差点付近ですが、子々川方面に入って、すぐに左側に〇〇がありますが、申請地はその横の農地です。4 ページ、5 ページは現況写真です。申請地は山林化しています。7 ページは「資材置場等の事業計画書」ですが、1 現在の資材置き場の状況としましては、敷地面積 990 m²で車両 15 台、部品等 10 式を置いている状況です。2 利用計画ですが、さらに 16 台の車両を保管できるようにするので、8 ページは土地利用計画図です。隣の自動車修理工場から行き来できるように整地し、赤線の部分に車両 16 台をとめる計画です。12 ページは「被害防除計画書」です。造成計画としましては最高 0.5 m の切土を行

い、既存の石積み擁壁に接するように施工し、砂利を敷く予定となっています。近隣農地とは20m以上離れており、日照や通風等の影響はなく、雨水は自然流加で、汚水・生活排水は発生しないとのことです。13ページは土地の選定に関する調書です。左底郷の宅地も検討していますが、価格が高額であったため断念しています。申請農地は耕作放棄地で、周辺農地に支障がなく、現在の自動車修理場に隣接しており、選定しています。以上です。

○議長 本件に関し、ご質問、ご意見はありませんか。

○2番 今回の転用で排水や土砂などが近隣農地に流れるようなことはないのか。
また、中古車を止めるため油が漏れだすことなどはないのか。

○6番 以前、同様の農地転用後に近隣に雨水や土砂が流れ込む案件があったが、その後も対応されないことがあった。土地の造成をした場合、土砂が下側に流れてくるので、近隣の詳細など必要ではないか。

○事務局 事務局で現地視察をしましたが、雨水等は隣の自動車修理工場の排水設備に流すこととしており、近隣農地とも20mほど離れているため、周囲の農地への影響は大丈夫ではないかと思っています。また、農地転用後の確認については、本年4月に農地法が改正され、長崎県では10月以降、建物が無い場合の農地転用は、3年間、6か月毎に転用の状況を報告してもらうこととなりますので、転用後の状況も確認しながら、影響が出るようであれば指導なども行っていきたいと思っています。

○7番 今回の案件については、委員の皆さんもいろいろと心配されていますので、一度、農業委員会で視察を行ってはどうか。

○事務局 申請者に連絡し、視察させてもらうようお願いしてみたいと思います。

○会長 ほかにないようでしたら、議案第1号に賛成の方の挙手を求めます。挙手多数と認めます。よって、議案第1号は許可相当とすることに決定いたします。日程第3、報告事項、7件ありますが、事務局は説明をお願いします。

○事務局

報告事項について説明いたします。まず、報告第1号ですが、19ページをご覧ください。農地法第4条の規定による届出、市街化区域内農地の転用です。届出者は浜田郷〇〇の〇〇さん、農地は浜田郷〇〇外1筆、地目は畑、地積合計で545㎡、市街化区域内の第3種農地です。申請人は住宅用地として利用すべく届出を行うものです。20ページは届出書です。「3転用計画」ですが、娘さんの住居を新築するもので令和6年11月中旬着工予定、令和7年3月末完了予定です。施設の概要は木造平屋建て住居1棟、駐車場4台分となっています。「4被害防除施設の概要」としましては、周辺は住宅地で作物等の被害はなく、被害が出た場合は、責任をもって対処するとのことです。21ページは位置図です。国道207号線沿いの〇〇の裏あたりの農地です。22ページは現況写真、23ページ以降は住宅の配置図、平面図、立面図です。

次に、報告第2号ですが、26ページをご覧ください。農地法第4条の規定による届出、市街化区域内農地の転用です。届出者は日並郷〇〇の〇〇さん、農地は日並郷〇〇、地目は畑、地積は8.38㎡、市街化区域内の第3種農地です。届出者は住宅用地として利用すべく届出を行うものです。27ページは届出書です。「4被害防除施設の概要」ですが、届出農地は共同住宅用地の一部として利用されており、周囲は一般住宅であるため農地への被害はありません。28、29ページは位置図です。届出地は〇〇の南側付近です。30ページは現況写真です。

次に報告第3号ですが、32ページをご覧ください。農地法第5条の規定による届出、権利移動を伴う市街化区域内農地の転用です。使用借人は西時津郷〇〇の〇〇さん、使用貸人は日並郷〇〇の〇〇さんと、日並郷〇〇の〇〇さん、農地は日並郷〇〇、地目は畑、地積は192㎡、市街化区域内の第3種農地です。使用借人は住宅用地として利用すべく届出を行うものです。

権利の種類は使用貸借権の設定、権利の期間は永久です。33ページは届出書です。「4 転用計画」ですが、木造スレートぶき2階建ての住宅で令和7年2月末完了予定です。「5 被害防除施設の概要」は排水路等を完備し、付近の土地に被害を及ぼさないよう万全の措置を講ずるとのことです。34、35ページは位置図ですが、〇〇の向かい側、〇〇の裏の農地です。36、37ページは現況写真、38ページ以降は、住宅の配置図、平面図、立面図です。

次に報告第4号ですが、42ページをご覧ください。農地法第5条の規定による届出、権利移動を伴う市街化区域内農地の転用です。譲受人は浜田郷〇〇の〇〇さん、譲渡人は時津町です。農地は元村郷〇〇、地目は畑、地積は127㎡、市街化区域内の第3種農地です。譲受人は駐車場用地として利用すべく届出を行うものです。権利の種類は所有権の移転で権利の期間は永久です。43ページは届出書です。「2 土地の所在」ですが、時津中央第2土地区画整理事業施行区内で仮換地は〇街区〇で令和7年3月に仮換地の造成が完了する予定です。「3 権利の設定、移転の内容」としましては、売買による所有権の移転です。「4 転用計画」は令和7年4月工事着工予定で駐車台数は1台、「5 被害防除施設の概要」は付近に農地はなく、防除施設等は不要となっています。44ページは仮換地指定通知、45ページは仮換地案内図、46ページは仮換地位置図です。対象地は区画整理区域内で坊の前公園の東側付近です。47ページは現況写真、48ページは利用計画図です。

次に報告第5号ですが、49ページをご覧ください。農地法第5条の規定による届出、権利移動を伴う市街化区域内農地の転用です。使用借人は長崎市滑石〇〇の〇〇さん、使用貸人は兵庫県神戸市東灘区本山南町〇〇の〇〇さん、農地は日並郷〇〇、地目は田、地積は228㎡、市街化区域内の第3

種農地です。使用借人は住宅用地として利用すべく届出を行うものです。権利の種類は使用貸借権の設定で権利の期間は永久です。50ページは届出書です。「5 被害防除施設の概要」は近隣に農地はなく、住宅地で道路側溝等も整備されており、転用による被害はないとのことです。51ページは位置図です。申請地は日並中央線沿いで〇〇の先あたりです。52ページは現況写真、53ページからは住宅の配置図、平面図、立面図です。

次に報告第6号ですが、57ページをご覧ください。農地法第5条の規定による届出、権利移動を伴う市街化区域内農地の転用です。譲受人は西時津郷〇〇の〇〇さんと〇〇さん、譲渡人は長崎市鳴見台〇〇の〇〇さん、農地は元村郷〇〇外1筆、地目は畑、地積合計は578㎡、市街化区域内の第3種農地です。譲受人は住宅用地として利用すべく届出を行うものです。権利の種類は所有権の移転で権利の期間は永久です。58ページは届出書です。

「2 土地の所在」ですが、時津中央第2土地区画整理事業施行区内で仮換地は〇街区〇、面積は247㎡です。「3 権利の設定、移転の内容」としましては、売買による所有権の移転です。「4 転用計画」は木造2階建住宅1棟で建築面積は100.11㎡です。令和6年12月着工、令和7年3月末完成予定です。「5 被害防除施設の概要」は排水は公共下水道に接続し、日照は周囲は宅地化されており影響はないとのことです。59ページは仮換地指定通知、60ページは仮換地案内図、61ページは仮換地明細図です。届出地は坊の前公園の横です。62ページは現況写真、63ページからは住宅の配置図、平面図、立面図です。

次に報告第7号ですが、69ページをご覧ください。受理済証明願です。

願出人は元村郷〇〇の〇〇さん、農地は元村郷〇〇、地目は畑、面積は142㎡です。願出人は登記地目変更のため、証明願を提出するものです。70ページは証明願です。今回の農地は平成19年9月14日付で農地法第5

条届出を受理しており、使用貸借権の設定を行い、住宅用地として農地転用を行っていましたが、登記地目の変更を行っていなかったため、受理済証明願があったものです。以上で報告事項の説明を終わります。

○議 長 本件に関し、ご質問、ご意見はありませんか。

○１０番 報告第４号で譲受人は駐車場のみを利用するわけではないと思うが、どうなのか。

○事務局 ４６ページに仮換地位置図を載せていますが、今回の届出地が黒塗りの部分ですが、その隣の仮換地も譲受人の土地で、宅地として一体的に利用する予定です。

○議 長 ほかにご質問、ご意見はありませんか。ないようでしたら報告を終わります。以上をもちまして、９月の農業委員会総会を閉会いたします。次回は１０月２５日（金）１０時から第２庁舎３階会議室で開催します。